

### 38) 品目名：埋戻用再生砂（溶融スラグ）

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。 (1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びフッ素 (2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質
規格に関する基準	1 使用する溶融スラグは、「秋田県溶融スラグ使用基準」（令和5年4月 秋田県建設部）に適合していること。
循環資源の配合率	原材料となるスラグは循環資源を100%使用していること。

令和3年3月15日制定